

情報保障後のノートテイク用紙およびロール・ログの扱いについて

広島大学障害学生支援のためのボランティア活動室 田中芳則

1. はじめに

これまで筆者は要約筆記者として聴覚障害者への情報保障に関わり、要約筆記奉仕員養成講座テキストで教わったことを厳守してきた。それは『要約筆記は通訳であることから、記述したロールやログは当事者へ渡さないことが原則である。』ということであり、残ってしまったロールやログは要約筆記者のメモであり、記録ではないと考えてきた。なお、大学生に対してノートテイクを教える立場となった現在もその考え方は変わっていない。ノートテイク用紙およびロール・ログの扱いとしては、どのような現場・状況で要約筆記による通訳がおこなわれるかが重要であり、それを当事者へ渡すか渡さないかの判断が分かれるものと思われる。

2. 渡す・渡さないの判断

例を示すと、聴覚障害者が参加する一般的な講演会、各種団体での定例会や生涯教育的な現場での要約筆記においては、情報保障後のロール等は存在しないものとして扱い原則、当事者へ渡さないわけであるが、

- ① 本人の健康・命に関わるような病院等の診療現場
- ② 高額商品や不動産の売買といった財産等に関する現場
- ③ 義務教育および高等教育の現場

という、これら3つの現場での要約筆記（ノートテイク）においては、ノートテイク用紙およびロール・ログを存在しないものと扱い、当事者へ渡さないという原則には同意できない。①～③のように文字を通じて情報を欲し、聴覚障害者の人生をも左右しかねない場合には確認が必要であり、それらを存在しないものと扱うことは到底できないと考えるからである。

また、誰が依頼者であるかによって、ノートテイク用紙およびロール、ログを渡すかどうか、次のように大きく2つに判断が分かれ、明らかに渡さない場合と渡す場合がある。

(1) 依頼者が健聴者本人および団体の場合

→ロール等を存在しないものとして渡さない。

(2) 依頼者が聴覚障害者本人および団体の場合

→原則、ロール等を存在しないものとするが、本人・団体の申し出および状況に応じて渡す。

3. さまざまな現場での対応

以下、先に示した3つの現場での対応について述べる。

① 診療現場

先にも少し述べたように、この現場では聴覚障害者本人の健康や命に関わる場合もあるため、その記述内容だけではなく個人情報保護の観点からもノートテイク用紙やログの扱いには十分に注意を払う必要がある。本人は医師の間診内容や薬のことについての記述に特に関心が強いいため、その場での理解だけでなく、自分の回答がきちんと伝わったかどうか、確認の意味もあって要約筆記者はノートテイク用紙やログを渡すことが必要である。もちろん、要約筆記者に記述した内容の責任はなく、受け取った本人の責任で確認を行うべきである。例えば聴覚障害者は、それを見て次回の診察時に疑問点を医師に質問することもできるわけである。

② 財産等に関する現場

例えば、聴覚障害者が家を購入するという人生の中でも大きな出来事に直面したとき、その契約書の内容や説明を十分に理解するために、要約筆記者は聴覚障害者本人へノートテイク用紙やログを渡すことが必要である。金銭面での表記やその他条件等、受け取った本人の責任で確認し、その後どうするかを選択や判断は当然、本人が行うが、要約筆記者は情報保障を行い、選択や判断をスムーズに行えるよう支援していく必要がある。

③ 義務教育および高等教育現場

高等教育現場である広島大学を例に説明するが、入学から卒業までの必要な情報保障に関しては義務教育の現場も同様であると考えられる。教育現場ではノートテイクにより得られる情報が最終的に期末試験を受ける聴覚障害学生の授業単位取得、ひいては卒業に直接関係してくる。

広島大学では授業の復習のために必要と考え、基本的にノートテイクが聴覚障害学生へノートテイク用紙やパソコンのログを渡している。つまり聴覚障害学生は復習時に、これらを二次利用しているわけである。ただしノートテイクから聴覚障害学生へノートテイク後に、記録ではないこと、情報の抜け落ちがあったり、誤りが含まれている場合もあること、の2点を説明してからノートテイク用紙やパソコンのログを渡しており、あくまでどこが誤りで、どんな情報が抜けているかの確認は聴覚障害学生本人の責任で行われている。当然、聴覚障害学生に渡したノートテイク用紙の内容やパソコンのログの正誤に関するノートテイクへの責任問題は発生しない。以下に2つの事例を示す。

<事例1> Aさん

高度難聴で左右とも 100dB 以上、両耳に補聴器使用、H16年3月卒業

Aさんには授業参加のためにノートテイクが欠かせない。授業中、授業担当教員の読唇やノートテイク用紙を見ながらメモを取り、内容理解に努めていた。授業後、ノートテイクからノートテイク用紙を受け取り、自宅にてその用紙と授業中取ったメモを見て確認しながら自分のノートを作成し、後日、授業担当教員に疑問点を質問する方法で勉強していた。

<事例2> Bさん

中程度難聴で左 70dB・右 50dB、左耳に補聴器使用、H17年3月卒業

Bさんは単語レベルで断片的には聞こえるようだが、会話としての認識が難しいのでノートテイクを利用している。授業中に板書やノートテイク用紙を見ながら、その場で自分のノートを作成し、わからない部分があった場合には授業後すぐに教員へ質問する方法で勉強していた。ノートテイク用紙は受け取るが、復習時ではなく期末試験前に見直すようである。

4. 二次利用の定義・解釈

これまで3つの現場において、ノートテイク用紙およびロール・ログを渡

す場合について述べた。それぞれの現場において、受け取った本人は確認のためにノートテイク用紙およびロール・ログを利用するが、特に教育現場では知識の確認の意味以上に、二次利用して理解を深めるという側面もあり、渡す行為が発生した瞬間から、それが二次利用されることを容認している。

「二次利用」とは何か？ここで異分野からの例をもとにノートテイク用紙およびロール・ログにおける二次利用の定義・解釈を試みる。

博物館資料には一次資料（本物あるいはオリジナル）と二次資料（コピーあるいはレプリカ）の扱いがある。この場合、博物館の一次資料が貴重かつ永久保存する必要があるもので、二次資料は一次資料を保護し展示には向かないために用意されるものである。この二次資料は一次資料に似せて製作されるが、決して同じ物ではない。

要約筆記では文字通訳後に残ってしまうノートテイク用紙およびロール・ログが一次資料となり、そして聴覚に障害のある方が社会参加・授業参加するため、および情報の抜け落ちを補うために、それらを二次資料として利用する必要も出てくる。要約筆記で二次利用するものが博物館資料と同様、コピーあるいはレプリカに該当し、それを手で触って確認したり、別の角度から見ても構わないし、本物（正確な物）ではないので誤りが含まれる可能性はあるが、情報の抜け落ちを補い、理解を深めるためには必要なものであると定義・解釈できる。

5. おわりに

ノートテイク用紙およびロール・ログの扱いについては、原則に従って聴覚障害者へ一方的に渡さないとするには問題がある。少なくとも、上記で示した①診療現場、②財産等に関する現場、③義務教育および高等教育現場の場合、聴覚障害者に確認する手段がなければトラブルを引き起こす可能性があり、渡さないとするのは好ましくない。この3つの現場では渡すことを前提に考えるべきであるし、聴覚障害者本人の申し出やその場の状況に応じて総合的に判断し、確認や二次利用を認めることが必要である。そのためには聴覚障害者と要約筆記者とが互いに議論し協力して、二次利用に関するルール作りを早急に進める必要があるだろう。